

リモート審査の実施

1. 目的

この手順書は、本機構が JIS 登録認証業務の一環として行うインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた情報通信技術を利用して行う審査方法（以下、リモート審査という）について具体的事項を定め、工場審査及び製品試験が円滑に遂行できるようにすることを目的とする。

2. 適用範囲

工場審査及び製品試験の全部又は一部をリモート審査により実施する場合において、現地に訪問して審査する場合（以下、現地審査という）と同等性を確保するための手順を定める。なお、現地審査が困難な場合を前提に本手順書を適用し、審査計画を立案することも可能とする。

3. リモート審査の条件

a) 使用するシステムの条件

使用するシステムは、Microsoft Teams を原則とする。ただし、申請工場の希望等の理由がある場合それ以外のシステムを使用することも可能とし、その場合は下記の①～④に示す条件を満たし、かつ申請工場からの招待があることを必要とする。審査場所（会議室、製造ライン、試験場所等）において、固定式又は移動式カメラによるリモート審査への対応を要請する。

- ① 十分なセキュリティ対策が講じられていること
- ② 静止画及び動画（以下、画像という）の撮影・記録ができること
- ③ 出席者の音声鮮明に聞こえること
- ④ 画像の解像度は、撮影した顔や文字の識別に支障がない程度であること

b) リモート審査の実施条件

以下のいずれかに該当する場合、リモート審査の実施を検討する。

- ① 災害、感染症の流行、移動の制限等により、審査員が申請工場等に赴くことが適切でない、あるいは赴くことができない場合
- ② その他、リモート審査の実施が妥当と登録認証管理責任者が判断した場合

c) 申請工場等への事前確認等

以下の事項について、申請工場等に事前確認を行う。

- ① 使用するシステムの確認
- ② 利用する端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）とその性能
- ③ 事務所、工場内、製品試験場所における無線通信・騒音環境（リモート審査の実施に支障のない環境であることの確認を含む）

- ④ 工場における審査対象書類の記録媒体の種類（紙、PDF 等）
- ⑤ 事務所や工場内、及び設備や記録等の撮影可否
- ⑥ Eメール（以下メールという）による記録等の送信の可否
- ⑦ 撮影した画像の記録の可否
- ⑧ リモート審査の実施方法の概要説明（「7. 対面による工場審査・製品試験の実施」、
「8. 初回工場審査をリモート審査で実施した場合」）

d) 日本語通訳の配置（必要な場合）

リモート審査の効率化のため審査場所に同行できる通訳の手配を要請する。

e) リモート審査の工数

原則としてリモート審査の工数は、現地審査の2倍を目安とし、現地時刻で9時～17時の間に実施する。但し、審査員が申請工場と協議することで現地審査と同等性が確保できると判断した場合はこの限りでない。

また、リモート審査の結果、延長や現地審査が必要になる場合があることも説明する。

4. リモート審査及び記録等の確認方法

a) リモート審査の事前確認

リモート審査において、現地審査と比べ

- (1) 審査員及び申請工場等の使用するシステムへの習熟が必ずしも万全でない可能性があること
- (2) 視野が限られること
- (3) 審査範囲が限定される可能性があること
- (4) 記録類の確認範囲が少なくなる可能性があること

等の制約があることを踏まえ、次の事項に留意すること。

- ① リモート審査で確認事項が守られているか
- ② 画像、記録類のメール送付など補助手段の確保ができているか
- ③ 審査時間の確保は適切か

審査員は判定委員又は使用するシステムに精通した審査員から指導を受ける。

b) 記録等の確認

審査員は、確認する記録類の名称やその期間を申請工場等へ伝え、画像を活用して記録類を特定する。審査中に特定した記録類は必要に応じてメール等で送信を指示し、送信された記録類と画像の内容を照合することで、特定した記録類が間違いなく提供されたことを確認する。

注) 管理記録の偽装や改ざん防止のため、現地審査時に確認すべき記録類の確認は審査中に行うこと。なお、記録類の確認ができない場合には、審査中に追加でメールによる要求を行う場合がある。

c) 記録

リモート審査した項目は、**工場審査調査書 I.調査結果総括表**の評価欄に評価記号の後に（リ）と記入する。

5. リモート審査の実施

a) 審査準備

審査員は、審査日までにシステムの利用方法や、リモート審査の実施方法の概要について申請工場等と協議するとともに、原則、リハーサルを実施する。また、サンプリングした製品に貼り付ける識別表示ラベルに必要な事項を記入し申請工場等に送付する。社内規格類や手順書は、リモート審査に先立って請求すること。

b) オープニングミーティング

審査員は、申請工場等に対して審査員証や名刺等を提示し、自身の身分を明らかにするとともに、品質管理責任者が本人であることを身分証明書又は品質管理責任者講習会の修了書等で確認する（顔写真入りを原則とするが、やむを得ない場合は名刺等でもよい）。また、出席者全員の所属や役職、氏名等を記したリストの提出を要請し、部外者が出席していないことを確認する。なお、審査場所の特定のため、GPS の位置情報や工場表札等を確認する。

c) 品質管理体制の審査

品質管理体制の審査方法は、**初回適合性評価**又は**認証維持審査**による。なお、審査の全部をリモート審査で行う場合の調査項目とその範囲は現地審査と同等でなければならない。以下の事項に注意する。

- ・品質方針の周知方法が掲示の場合は、掲示物の撮影を依頼する
- ・経営方針や品質管理責任者の職務はインタビューの中で確認する

d) 工場内の確認

以下について、web カメラによる現認を実施する。

- ① 製造設備及び製造工程（制御装置の設定値等を確認する）
- ② 検査設備及び検査工程（環境条件等を確認する）
- ③ 製品置場（JIS マーク品、JIS マーク外品の表示内容、不適合品置き場を確認する）
- ④ 原材料保管場所（品質劣化がないように保管されていることを確認する）

なお、申請工場が機密情報の漏洩防止を理由として録画を拒否する場合は、画像の記録は行わず視聴のみとし、認証契約に基づき機密を保持することを説明のうえ、撮影の同意を得る。撮影の同意が得られない場合や通信環境等で撮影できない場合は、審査員の指示に基づき予め録画された画像を記録媒体（DVD、USB メモリ等）で提供されたものを確認してもよい。その場合、申請工場に対し、工場内の設備の設置状況等を示した見取り図の提出を求め、それと照合する。また、審査中に通信不具合等で画像が確認できない場合は、製造記録や設備管理記録等を確認する等代替となる確認を実施すること。

e) 審査チーム会合

審査チームの結論を出した後、**指摘事項確認書**を作成し、申請工場等へメールで送信する。

f) クロージングミーティング

工場審査実施計画に基づきクロージングミーティングを実施する。予め送信した**指摘事項確認書**の内容を説明し、了承が得られたら申請工場等へ署名を求め、審査チームにメールで送信するよう指示し、原本は郵送又は PDF 等での送信を求める。

6. 製品試験

a) JIS Q 17025 への適合性確認

製品試験を申請工場等で実施する場合は、技術審査員は技術審査を行う。

b) 製品のサンプリング

審査員は、申請者のシステムを使用したリアルタイムでの遠隔指示や申請者が撮影した倉庫内の写真を用いたメールでのやり取り等でランダムサンプリングを行う。この時、ロット No. 及び製造日時も合わせて指示し、抽出した製品が交換できないことを担保するために、品質管理責任者のサイン、予め送付した識別表示ラベルの製品への貼り付けを指示する。

c) 製品試験の立会

環境条件及び使用機器の確認、試験装置の全景を確認した後、試験を開始する。試験開始後は、結果が判別できる部分（例えば、測定器の指示値、製品の外観等）をアップで撮影するよう指示し、試験結果を確認する。なお、試験に際しては、製品に品質管理責任者のサイン、識別表示ラベルが添付されていることを確認する（製品試験を外部試験所で行う場合も同様）。

7. 対面による工場審査・製品試験の実施

以下の事項に該当する場合、リモート審査とは別に現地での対面による工場審査・製品試験を実施する。

- ① 必要とする画像の撮影を拒否された場合
- ② 記録等の確認において、画像の記録を拒否される等、信頼性の確保が困難な場合
- ③ インターネット回線の不具合等によりリモート審査に支障をきたし、早期復旧が見込めない等、リモート審査の継続が困難な場合
- ④ 不具合が生じ、その是正内容の確認が書面若しくはリモート審査で実施が困難な場合
- ⑤ その他、現地での対面による工場審査・製品試験が必要と判断した場合

8. 初回工場審査をリモート審査で実施した場合

初回工場審査（既に JIS マーク認証取得工場において他の類似製品や類似 JIS の現地での対面による工場審査・製品試験を実施している場合を除く。）において、本手順書を適用し、認証を付与した場合は、対面による工場審査・製品試験が実施可能となった場合に、速やかに審査を実施する。

注) 認証の場合は、**適合性評価結果通知書及び JIS マーク等の表示の使用許諾に係る認証契約書**に工場審査・製品試験を実施する旨を明記し、申請者と事前に合意すること。